

江蘇省人民政府令

第 119 号

「江蘇省揮発性有機化合物汚染防止管理規則」は 2018 年 1 月 15 日に、省人民政府第 121 回常務会議にて審議、採択されたので、ここで発布する。2018 年 5 月 1 日から施行する。

省長 吳政隆

2018 年 1 月 22 日

江蘇省揮発性有機化合物汚染防止管理規則

第 1 条 生態文明建設を推進し、揮発性有機化合物（以下「VOC」）の汚染防止、大気の質と生活環境の改善、公衆の健康保護を図るために、「中華人民共和国環境保護法」、「中華人民共和国大気汚染防止法」、「江蘇省大気汚染防止条例」などの法律・法規に基づき、江蘇省の実情に合わせ、本規則を制定する。

第 2 条 本省行政区域内における VOC 対策及びその監督管理活動は、本規則を適用する。
本規則にいう VOC は、工業生産、有機化学品の貯蔵・輸送・積み下ろし、建築施工、クリーニング・染色、自動車整備、農薬の散布など生産経営及びサービス活動において排出された、大気中の光化学反応に関与する有機化合物、あるいは定められた方法によって測定、検証された有機化合物と定義される。

第 3 条 VOC 対策は、排出源での抑制、総合的な防止処理対策、損害賠償責任の履行、公衆参加という原則を堅持し、工業源から排出された VOC に対する防止処理対策を重点的に講じ、生活や農業源などから排出された VOC に対する防止処理対策を強化する。

第4条 県レベル以上の地方人民政府は、所管行政区域内における VOC 対策業務を統括し、VOC の排出総量を厳格に管理し、計画的に削減し、VOC 対策への資金投入を強化し、かつ迅速に、所管行政区域内における VOC 対策業務の中の重大な問題を調整し、その解決を図らなければならない。

第5条 環境保護主管部局は、VOC 対策の実施への統括的な管理監督を行い、大気質のモニタリングを強化し、大気質状況の情報を公表しなければならない。

発展改革（エネルギー）、経済と情報化などの主管部局は、それぞれの職責に基づき、工業源 VOC の汚染防止対策を推進しなければならない。

住宅と都市農村建設、交通運輸（港湾）、農業、林業などの主管部局及び海事管理機構は、それぞれの職責に基づき、VOC 対策を推進し、関連の監督管理業務を行わなければならない。

第6条 県レベル以上の地方人民政府が指定した部局は、クリーニング・染色、自動車整備などの業種における VOC 対策を推進し、それぞれの職責に基づき、関連の監督管理業務を行わなければならない。

第7条 VOC 対策に監督管理責任を負う部局は、効果的な措置を講じ、監督管理を強化し、定期的に社会に対して、VOC 対策の実施及び監督検査に関する情報を公表しなければならない。

第8条 地方各レベルの人民政府及び関連部局は、VOC 対策に関する知識、法律、政策に関する宣伝教育活動を行い、VOC 含有量の少ない製品の消費・使用を提唱しなければならない。

第9条 社会各界が法律に基づき、VOC 対策事業に秩序よく参入し、事業に対して監督することを奨励する。関連の業界団体は、業界の自主規制と監督を強化するとともに、関連基準の制定、技術研究と防止処理に積極的に参加し、コンサルティング、評価及び技術の普及などの活動を実施しなければならない。

第 10 条 VOC 含有原材料や製品を生産、輸入、販売、使用する場合、その含有量は相応の規制基準に適合しなければならない。

第 11 条 省の環境保護主管部局は、重点的に規制する VOC の目録を定期的に社会に公表しなければならない。県レベル以上の地方人民政府は、重点的に規制する VOC の生産量、使用量及び排出量を減らすために、焦点を絞った措置を採らなければならない。

第 12 条 省の環境保護主管部局は、省の品質技術監督部局とともに、重点業種向けの VOC 地方排出基準を制定し、省人民政府の承認を受けた後に公表しなければならない。

第 13 条 VOC を排出する新規建設・改造・拡張プロジェクトは、法律に基づき、環境影響評価を実施しなければならない。新規増加された VOC の排出総量枠の足りない部分は、関連規定に基づき、汚染物質排出権取引によって取得することができる。

建設プロジェクトの環境影響評価報告書が審査を受けていない、あるいは審査後に承認されなかった場合、プロジェクト事業者は着工してはならない。

第 14 条 VOC 排出総量規制指標を超えた、あるいは国及び省の大気環境質改善目標を達成していない地域に対し、環境保護主管部局は、その地域内における VOC を排出する新設プロジェクトに関する環境影響評価報告書の審査・承認を一時停止することができる。

第 15 条 VOC を排出する生産事業者は、VOC 汚染対策を講じる義務を履行し、国及び省の関連基準や防止処理に関する技術ガイドラインに基づき、VOC 汚染対策技術を採用し、操作手順の標準化を図り、生産・経営管理を行い、VOC 排出基準への適合を確保しなければならない。

第 16 条 VOC の排出は、汚染物質排出許可類別管理目録が定めた期限内に、汚染物質排出許可書の記載通りに行わなければならない。許可書なしでの排出あるいは許可書に適合しない排出は禁じる。

汚染物質排出許可証の発行機関は、VOC の排出基準、総量規制指標、環境影響評価報告書及び関連の承認要求事項などに基づき、合理的に VOC の排出種類、濃度及び排出量を定めなければならない。

第 17 条 VOC 排出事業者は、関連規定及びモニタリング要求に基づき、自らあるいはモニタリング機関への委託により、その排出する VOC に対するモニタリング、記録、モニタリングデータの保管を行い、かつ規定通りに社会に公開しなければならない。

モニタリングデータは高い信頼性を有し、最低 3 年間保管しなければならない。

第 18 条 VOC 排出重点事業者は、関連規定及びモニタリングの要求に基づき、VOC の自動モニタリング装置を設置し、環境保護主管部局のモニタリングシステムと連結させ、その正常な運転及びデータ転送を確保し、かつ規程通りに社会に関連データや情報を忠実に公表し、社会から監督を受けなければならない。

VOC 排出重点事業者の目録は、環境保護主管部局が定期的に公表する。

第 19 条 環境保護主管部局は、VOC モニタリング装置及び人員を配備し、VOC の排出及び処理状況を監督、検査し、VOC 排出基準を超えた事業者のリストを定期的に社会に公表しなければならない。

VOC の排出が関連基準、技術規範などの要求事項に適合しない場合、環境保護主管部局は期限付きの改善を命じなければならない。

第 20 条 省の環境保護主管部局は、その管轄の行政区域内の企業に対して環境信用度評価及び信用度管理を行う際、VOC の排出状況を企業環境保護信用度評価指標体系に盛り込まなければならない。

第 21 条 VOC が発生する生産経営活動は、密封された空間、あるいは密封された装置の中で行わなければならない。生産場所や使用設備は、環境保護及び安全生産などの要求事項に基づき、VOC の回収あるいは浄化施設の設計、設置、効果的な運用を行わなければならない。固形廃棄物、排水、排ガス処理システムから排出される排ガスは、収集、処理

しなければならない。VOC含有資材の貯蔵、輸送、積み卸しは、密封された状態で行わなければならない。蓋をせずに保管し、あるいは恣意的に屋外に置いてはならない。

密封された空間の中で生産経営活動を行うことができない場合は、効果的な措置を講じ、VOCの排出削減に努めなければならない。

第22条 石油・天然ガスの貯蔵施設、ガス・ガソリンスタンド、原油・石油製品の積出港、原油・石油製品の輸送船やタンクローリー、ガス輸送車などは、国及び省の関連規定に基づき、ガス・石油のベーパー回収装置の設置、正常な運用を行わなければならない。

第23条 ガソリンスタンドや石油貯蔵施設は、国の関連規定に基づき、ベーパー排出測定を行い、その測定結果を社会に公表しなければならない。

第24条 財政資金を利用する調達には、環境マーク付きの製品や、低VOC含有量の製品を優先的に調達しなければならない。政府が投資して建設する公共建築物は、低VOC含有量の塗料を使用しなければならない。

第25条 病院や、学校、幼稚園など公共の場の環境敏感エリアでは、高VOC含有量製品の使用を禁ずる。

第26条 クリーニングや染色事業者は、要求事項に基づき、淘汰目録に掲載されているドライクリーニング設備を淘汰し、密封式の設備を使用しなければならない。

ドライクリーニングの洗剤や染色剤は、密封保管を行い、廃棄物残渣、廃棄溶剤残渣は、密封保管と回収処理を行わなければならない。

第27条 自動車整備業者は、VOC含有量の規制基準に適合する塗料を使用しなければならない。

吹き付け塗装、乾燥作業は、廃ガスの処理あるいは収集装置が設置された、密封された作業場で行わなければならない。屋外での吹き付け塗装、乾燥作業を禁ずる。

第28条 農業、林業などの主管部局は、非有機溶剤系の農薬などの製品の普及を推進し、VOCの排出削減に努めなければならない。

第 29 条 生産経営及びサービスなどの活動を行う際、VOC 含有廃ガスの漏えい、逸散により、周辺住民の生活に影響を与え、環境汚染を引き起こした場合、あるいは機器による測定の結果、VOC の排出量が規制基準を超えた場合、環境保護主管部局あるいはその他の法律に基づいて監督管理の権限を行使する部局は、法律に基づいて罰する。

第 30 条 本規則は 2018 年 5 月 1 日から施行する。